

徳島県上板町×ヨルダン

## 地域の象徴「藍染」を核にした国際交流

～教育・文化継承・シビックプライドを高める取り組み～

大阪府八尾市×リベリア

## 民間主導の官民連携による国際交流モデル


～多様な主体を結集し、産業・教育・関係人口に波及～

山形県遊佐町×マダガスカル

## 高校存続に国際交流を活用した中山間地域の教育モデル

～マダガスカルからの留学生受入れに向けた体制整備～

## 発表内容

- 
- 背景・・・取組の狙い
  - 取組概要（R6＋R7）
  - R7の取り組み
  - 成果①（アウトプット）・・・実現できたこと
  - 成果②（アウトカム）・・・成果①が導いた状況
  - 課題・・・ボトルネックではなく、未来にむけた取組テーマ
  - 継続（レガシー創出）に向けて・・・実際に動いていること
  - 体制・・・上記「実際に動いていること」の運営体制

# 万博国際交流プログラム

## 徳島県上板町 × ヨルダン

地域の象徴「藍染」を核にした国際交流  
～地域文化の持続可能性を高める取り組み～

2024/2025年度の取り組み



EXPO 2025  
OSAKA, KANSAI, JAPAN

## 2024年度の取組

取組 1 ヨルダンパビリオン関係者とのオンライン定例MTG

取組 2 高志小学校児童とヨルダンパビリオン関係者とのオンライン交流

取組 3 ヨルダンパビリオン館長を上板町に迎えての成果発表会及び藍染め体験の実施

## 2025年度の取組

取組 1 高志小学校児童によるヨルダンナショナルデー参加&国歌交流

取組 2 万博閉幕日に関西パビリオンで藍染キーホルダーWSを実施

取組 3 ヨルダンパビリオン代表団の徳島訪問  
(徳島県・上板町との調印及び高志小学校訪問)

取組 4 ヨルダンを訪問(政府関係者、教育関係者との面会・視察)

取組 5 藍染め文化の再構築に向けた技術協力意見交換

# 取組概要



## これまでの取り組み



# ヨルダンの課題

藍染を双方の課題解決の軸に据え

- 藍染文化の廃退
- 女性雇用機会不足
- 工芸産業の停滞



- 藍染の継承課題
- 若年層の失業率の高さ
- STEAM教育機会不足

教育・文化継承・地域らしさの形成を目指した

## 上板町の課題

## ① 教育的成果

(学校現場で国際教育の実装)



## ② 運営体制の確立

(産学官の協働運営モデル)



## ③ 藍染交流の確立

(地域アイデンティティの活用)



## ④ 交流枠組の構築

(多層的なMOUの締結)



## ⑤ 市民への浸透

(認知・理解・評価の形成)



## ⑥ 人脈の形成

(事業を支える関係資本の蓄積)



### ① 合意形成

- ・ 首長・管理職の理解促進
- ・ 政策接続の方向性の明確化



### ② 地域への浸透

- ・ 展示,発信,教育現場での受容
- ・ 各種メディアでの報道



### ③ 財源確保への動き

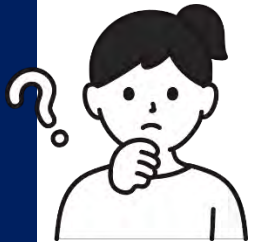
- ・ JICA草の根事業申請
- ・ 相手国予算活用





# 地方創生の施策として「国際交流」を再設計

～ 国際交流を地域政策へ転換するための制度・財源・体制の整理が課題 ～



## ① 実施体制の再設計

## ② 財源確保

## ③ 目的の焦点化



### 行政内での横断的な実施体制

以下のようなプレイヤーをまとめ  
PDCAを推進する事務局機能が必要

- ・ 四国大学
- ・ steAm (株)
- ・ 技の館
- ・ JICA
- ・ 県 (あすたむらんど含む)
- ・ ヨルダン側

### 財源の複線化と恒常化

- ・ ふるさと納税
- ・ 基金
- ・ 予算化
- ・ 地方創生交付金etc.の活用

### ゴールの明確化と体系化

- ・ 文化継承?
- ・ 担い手育成?
- ・ 観光振興?
- ・ 産業振興?
- ・ 関係人口?



# 交流成果をJICA事業へつなぎ、レガシー創出に向け始動

～ 成果 → 意義（地域づくりに有効）の確立 → 合意形成 → JICA事業申請 ～



ヨルダン

目的

- 藍染文化の復興
- 女性の職と雇用の創出

カウンターパート

プリンセス・タグリッド財団

連携

教育省

連携

アル・フセイン工科大学

連携

皇太子財団

協業

駐ヨルダンJICA

サポート

駐ヨルダン日本大使館



2026年3月採択（予定）

草の根技術協力事業

2026年～2029年

「阿波藍」技術移転

- ✓ 教えることで自らも成長
- ✓ 新商品開発
- ✓ 藍染産業の活性化

「STEAM教育×藍」の実装

- ✓ 域内の学校へ普及
- ✓ 地域の伝統工芸「藍染」を学び  
地域へのロイヤリティを強化



徳島県上板町

目的

- 藍染文化の振興と継承

人材育成／シビックプライド醸成  
地域ブランディング

主体・事業統括

上板町

学校への普及

上板町教育委員会

運営事務局

協力（ノウハウ提供）

四国大学 --- steAm（株）

藍染技術提供

株式会社Watanabe's

NPO法人TOKUSHIMA 雪花菜工房

展示／市民への発信

技の館

# 連携図

- 徳島県上板町
- 四国大学
- 株式会社steAm
- 技の館
- Watanabe's

## Japan-Jordan Co-Creation Project: Awa Indigo x STEAM Education



### Tokushima (Kamita) Shikou University

- Traditional Indigo Fermentation Technology
- STEAM Curricularum Development
  - steam Inc, Waza Yakata
  - Waza no Yakata
  - Watanabe's

### Jordan - UJ & HTU & PTI PTI

- Scientific Analysis of Indigo
- Engineering for Automated Drying
- Women's Empovement via Textile Art

- ヨルダン大学
- HTU
- PTI
- CPF

# 未来を紡ぐ



# 民間主導の官民連携による国際交流モデル

～多様な主体を結集し、産業・教育・関係人口に波及～

## 大阪府八尾市 × リベリア共和国

万博国際交流プログラム



【相手国・地域】

# YAO CITY

人口

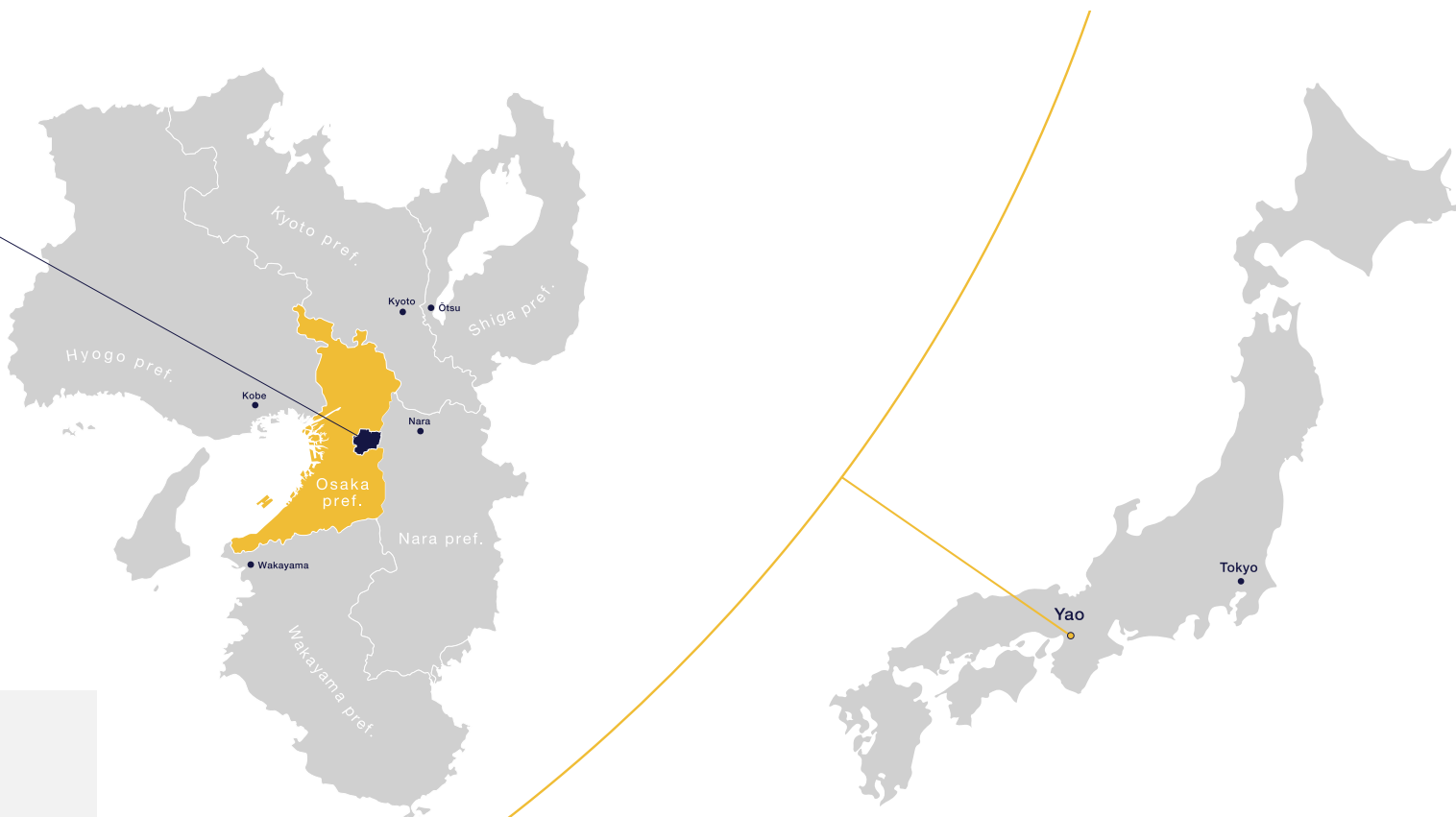


約 25.8 万人

製造業

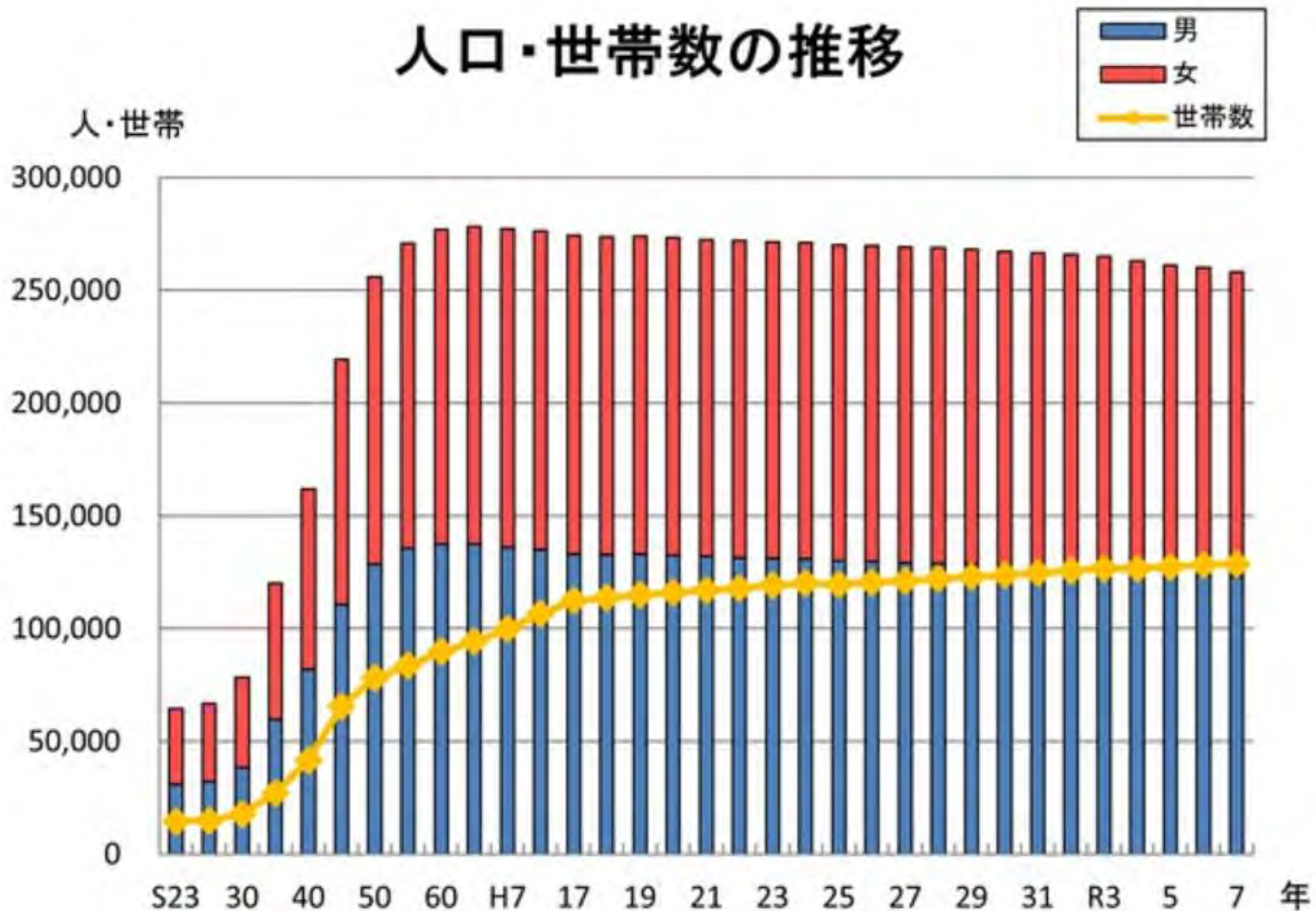


2,800 社

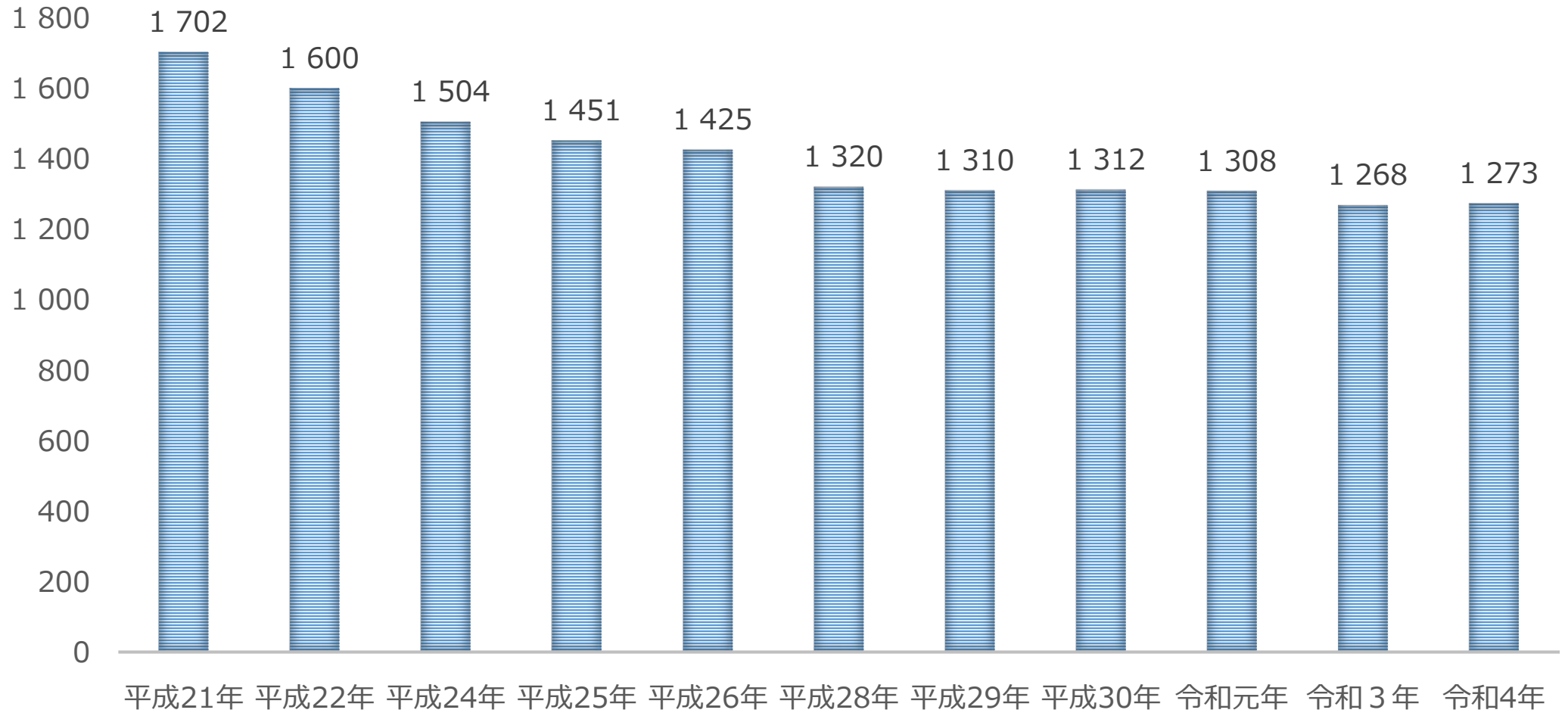


「ものづくりのまち八尾」

# 人口・世帯数の推移

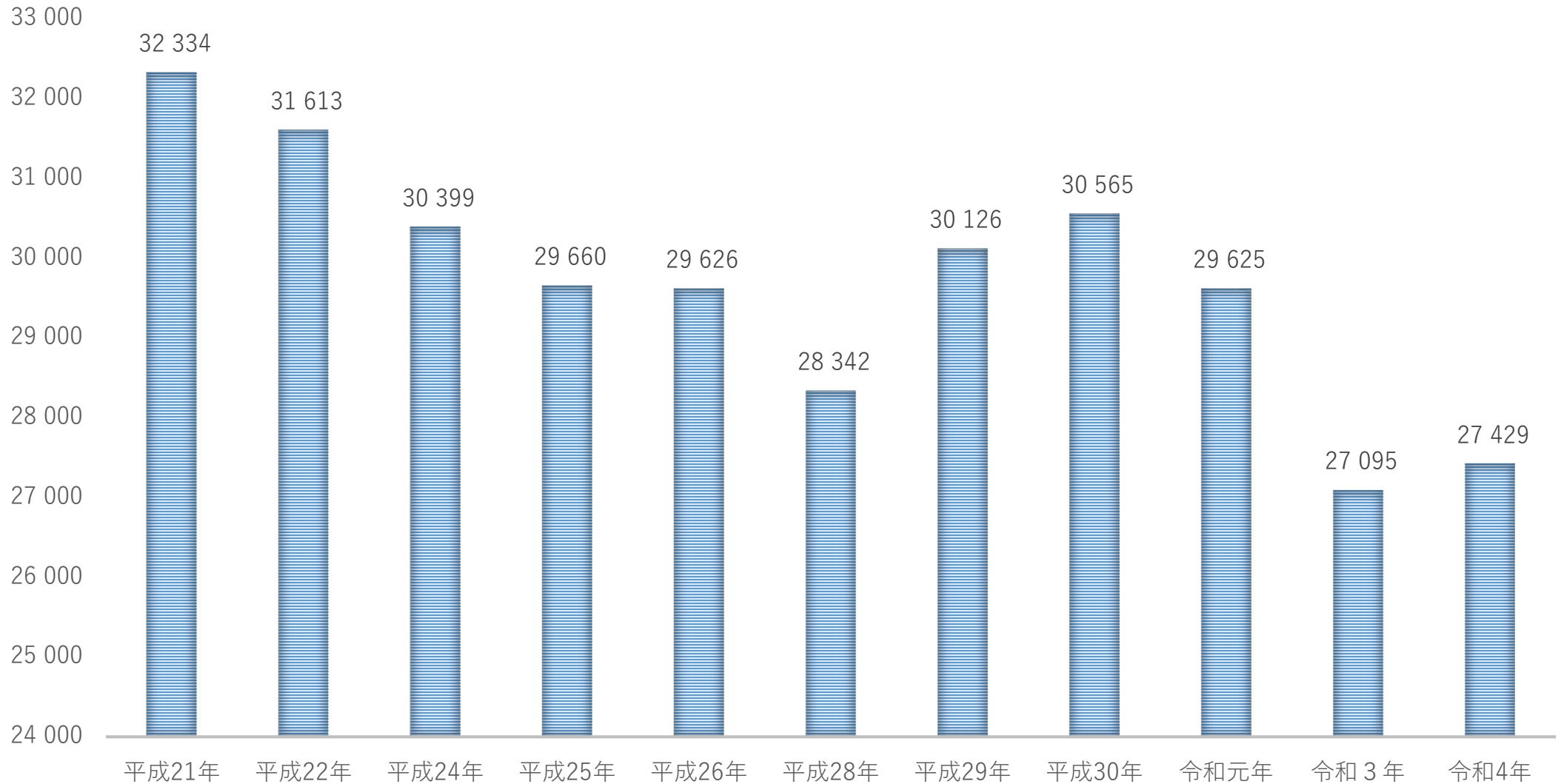


### 八尾市内事業所数推移



出典：「工業統計調査」（経済産業省）再編加工、R3年から「経済構造実態調査」（総務省・経済産業省）再編加工  
「経済センサス-活動調査」（総務省・経済産業省）再編加工

### 八尾市内従業者数推移



出典：「工業統計調査」（経済産業省）再編加工、R3年から「経済構造実態調査」（総務省・経済産業省）再編加工  
「経済センサス-活動調査」（総務省・経済産業省）再編加工

# 施策9 地域経済を支える産業の振興

八尾市第6次総合計画 2021-2028

## 【めざす暮らしの姿】

- ① 地域内のつながりによる新たな取り組みへのチャレンジ意欲とその取り組みを応援する機運醸成により、イノベーションエコシステムが構築され、八尾の好循環につながっています。
- ② 操業環境等の整備と企業集積の維持が図られ、活発な産業活動により職住近在のまちづくりが進んでいます。
- ③ 先輩企業家が次世代の企業家の成長を支えることで人が集まり、にぎわいが持続するまちとなっています。
- ④ 個性豊かな商店やオープンファクトリーが増え、地域内外から八尾の応援者や、関係人口の増加とともに、八尾の産業が全国から注目されています。

## やお糠床モデル（価値創造のためのレシピ）



従来から進めていた産業振興施策を万博で加速化

リベリア共和国との交流を起点とし

「価値共創」「ブランド戦略」「産業人材育成」の推進を狙う

稼ぐ力の創出 認知と信頼の獲得 持続可能性の確保

従来から進めていた戦略

■ 価値共創

「オープンイノベーション推進事業」

- 販路拡大
- 国際市場接続
- 関係人口形成

■ ブランド戦略

「OPEN FACTORY CITY YAO」

世界に向けて、八尾のモノづくりの現場を開き（Open Factory）世界へ発信

■ 産業人材育成

「こども創造性育成プロジェクト」  
みせるばやお（人材育成プラットフォーム）

“未来の担い手＝こども”に据え、  
クリエイティブな担い手育成  
未来志向な経営者の育成



万博国際交流プログラムの運営にあたり

「みせるばやお」のコンソーシアムから新たなプロジェクトとして編成

## R 6 年度の取組

取組 1 八尾市×リベリア共和国国際交流キックオフミーティング  
「相互地域の万博を通じた展望」

## R 7 年度の取組

取組 1 ナショナルデーイベント

- ・上之島小学校6年生による国歌斉唱
- ・八尾市長の午餐会、リベリアレセプションへの出席（Golden Image Award 受賞）

取組 2 経済フォーラム

- ・リベリア・投資経済フォーラムの開催
- ・ネットワーク会議（支援機関＋中小企業）

取組 3 生徒交流

- ・上之島小学校への訪問（音楽授業・給食）
- ・地域イベントへの参加（音楽イベント）
- ・上之島小学校運動会への表敬訪問
- ・市長・副市長・行政幹部、議長・副議長との意見交換会  
及び八尾市議場での音楽交流イベントの開催（市や議会への表敬訪問）



交流計画に沿って、市の複数部署に加え、中小企業、教育委員会、学校、外部支援機関（近経局、大阪府、JICA等）が連携する体制が形成され、多面的な成果が創出された。

#### A | 教育（子ども）領域

- 国際関心向上 → 78.7%
- ものづくり関心向上 → 82.9%
- 主体性（自分で調べる等）
- 企業との接点形成（学校視点）

#### B | 産業（中小企業）領域

- 外国企業との商談機会の創出
- 海外市場理解（海外インターン受入）
- 採用面での効果（知名度向上）
- 支援機関と中小企業間とのプラットフォーム

#### C | 都市ブランド／外交領域

- メディア露出（NHK 読売新聞等）
- 八尾のブランド強化（OPEN FACTORY）
- Golden Image Award受賞（評価の外部化）
- 大使館・大臣レベルの接続

#### D | 組織間連携（人脈形成）

- 教育 × 産業 × 民間団体 × 地域
- 行政内部の横連携
- 学校現場からの意義認知

### 3つの成果（仕組みの構築）

#### ① 中小企業支援の枠組みができた

1) 近畿経済局やJICAとのつながりが強固になったことにより、  
国の支援制度や専門家助言への道筋が可視化、  
海外展開に向けた制度的・情動的障壁が低減し、**次の展開に踏み出す環境が整った**

2) 駐日リベリア大使館とのつながりが強固になったことにより

**リベリアの人材育成と中小企業の人材不足の課題解決**にむけた会議が発足し検証がすすんでいる

#### ② 関係人口拡大にむけたネットワークが構築された

八尾市は関係人口を『地域内の価値創造に継続的に関わる外部主体』と捉えており、その範囲は国内外の人材・組織にまで拡張している（共創）。  
人脈が強固に形成され、**関係人口拡大にむけた基盤構築**への動きがはじまった。（上記①-2）で推進

#### ③ 担い手育成に向けた「産業×教育」連携が実現しやすくなった

企業と学校の直接連携が成立し、児童の地域産業への接点が形成され、将来の担い手育成に資する仕組みが現実に機能しはじめた。

**課題 3つの成果（仕組み）を、どのように恒常化させるか**

①中小企業支援、②関係人口、③担い手育成の3つの成果（仕組み）が同時に立ち上がった。  
今後は、これらの成果をリベリアに限定することなく、相手国を広げていく。（接点づくりのハードルが高い）  
専門機関の介在が必要。

**1) 各セクションの主体性**

分野が広範囲となり、継続性を持たせるには、  
各分野の担当組織の主体的な動きが必要。

■ 各セクションの主体性

■ 横連携の機能構築

- 産業：産業政策課・市内中小企業・関連企業
- 教育：教育委員会・学校・民間事業者
- 国際：市役所国際担当
- 支援制度接続：国等機関（JICA / JETRO / 近経局 etc.）

**2) 既存事業への組み込みと公民連携**

民間＝主導的な役割

行政＝コーディネート及びサポート支援

■ 行政の事業化（既存事業への組み込み）

■ 民間事業の自走化

■ 外部制度接続

- リベリア
- 中小企業庁の海外展開支援
- 経産省の輸出・海外展開支援
- 文科省の探究学習やSTEAM支援
- ICA草の根技術協力

■ 指標設定（アウトカム管理）

いくつかの領域でレガシー創出の兆しが見えてきた

① 産業系レガシー

～国際交流が中小企業支援と接続～

**ビジネス交流の推進**

リベリアとのビジネス交流に関心を示す企業が現れた  
→近畿経済産業局/JICA等による制度支援の活用  
→新事業に挑戦する中小企業支援のハンズオン支援

リベリアとの  
ビジネス交流の実現

② 人材育成系レガシー

～国際交流と教育を接続～

**地域内での横展開**

国際交流を軸にした公民連携による子ども達への育成支援の横展開  
域内での普及を狙う  
(地域貢献=企業ブランディング)  
→中河内ブロック都市教育委員会で成果の横展開

国際交流を通じた  
担い手育成の定着

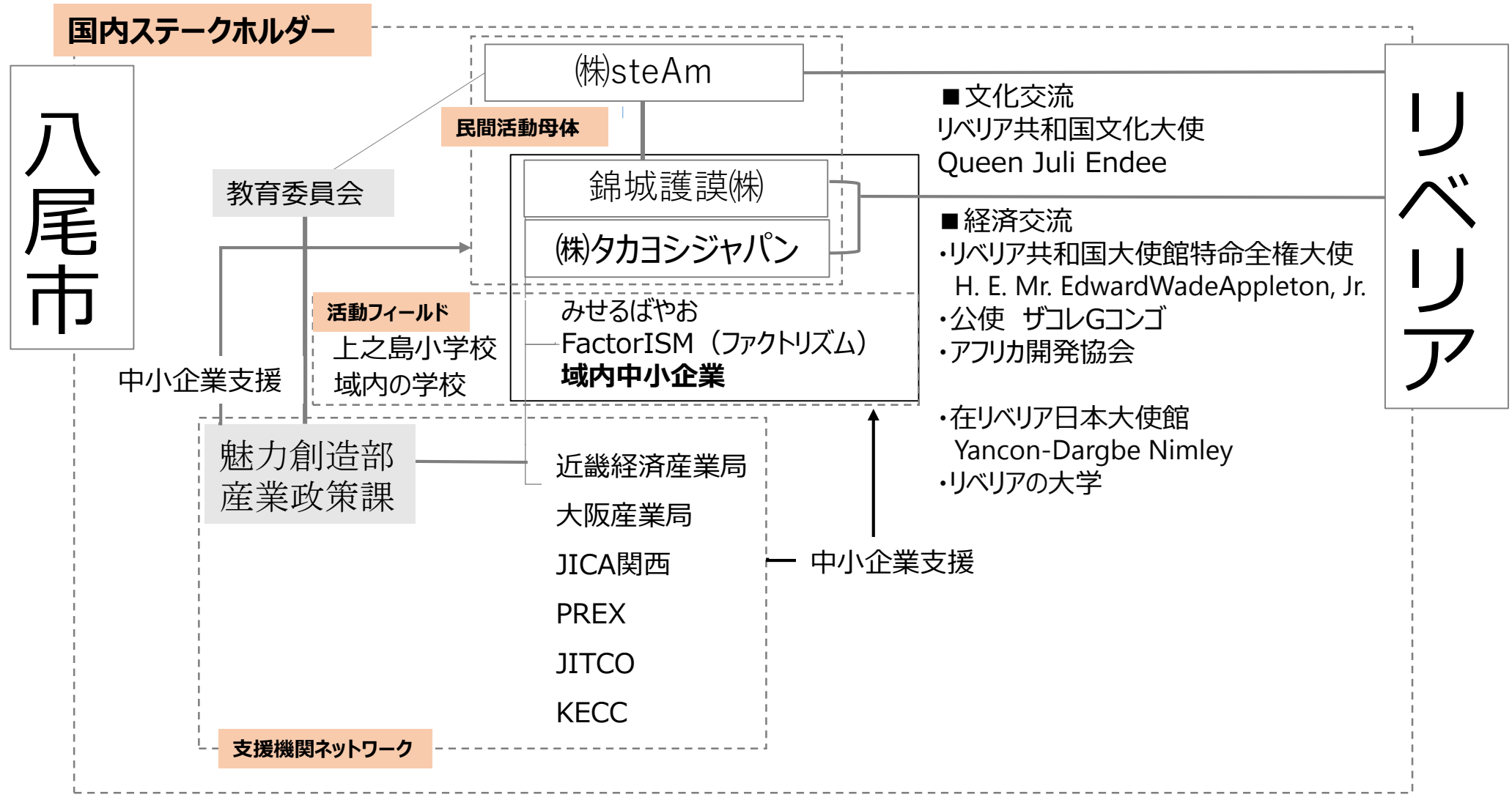
③ 関係人口系レガシー

～国際交流と関係人口拡大を接続～

**リベリア人材育成及び登用検討**

民主導による、リベリア大使館との人材活用にかかる協議が始まった  
外国人雇用について、支援機関と中小企業とのネットワーク会議の発足  
→中小企業が抱える「採用難」「海外展開の情報不足」解消の可能性

リベリア人雇用の普及定着



# 高校存続に国際交流を活用した中山間地域の教育モデル

～マダガスカルからの留学生受入れに向けた体制整備～

## 山形県遊佐町 × マダガスカル

万博国際交流プログラム



遊佐町は、山形県の最北部に位置し、日本海に面する人口約1万2千人の町

# 「県立遊佐高校」存続にむけた教育価値向上の試み

～ 留学生招請の輪をマダガスカルへ拡大 ～

従来

「地域みらい留学」制度を活用  
首都圏の生徒を県立遊佐高校に誘致

万博国際交流プログラム

将来

留学生の受け入れにより  
教育価値の向上を目指す



「地域みらい留学」は、  
都会の生徒が地域の高校に留学する制度

- ✓ 全国の公立高校から選べる
- ✓ 社会課題・生活体験の学び
- ✓ 地域内の高校生への影響

【運営：（一財）地域・教育魅力化プラットフォーム】

山形県立遊佐高等学校全校生徒 70名(男37女33)

1年生1クラス 32名(男16女16)/内県外生徒6

2年生1クラス 18名(男10女8)/内県外生徒6

3年生1クラス 20名(男11女9)/内県外生徒5

R7.4.1時点



マダガスカルから  
留学生を誘致



## R 6 年度の実組

取組1 遊佐高校生、飯野高校（宮崎県えびの市）、現地のマダガスカルの高校生とのオンライン研修

取組2 12月24日－31日 マダガスカルへの渡航（遊佐高校3名、飯野高校2名）

取組3 高校生によるプロジェクトの報告会（遊佐町長、遊佐高全校生徒に向けて）

## R 7 年度の実組

取組1 遊佐町内の中高生によるおもてなし隊（公募制）の結成

取組2 3日間（7/24-7/26）の遊佐での留学体験受け入れ  
（全て遊佐の中高生が企画・実施し、マダガスカルより計5名が来町）

取組3 中高生による本プロジェクトの報告会@万博会場

## 7/24-26 「マダガスカルの中學生たちをおもてなし」

遊佐の中高生が企画し、寮暮らし体験や遊佐のジオパークを体感するツアー、食文化の交流などを行いました。夜も出歩ける治安の良さや、コンビニ・自動販売機もめずらしかったようで全てに興味津々のマダガスカルの中學生たち。遊佐に留学したい！というコメントもいただけて、おもてなし隊の中高生もとても嬉しかったようです。



留学生受入に向けた実証実験を実施し、教育的効果・制度要件・人脈など必要な要素を取得した

① 実証実験の実現

- ・ 留学生候補の招請を実現
- ・ 留学生のニーズ確認
- ・ 遊佐高校生との共同体験
- ・ 留学生候補の適正確認

③ 制度要件の把握

- ・ 日本語の壁
- ・ 通常授業への適応困難
- ・ 風習の差による孤立リスク

② 教育的効果

- ・ 地域紹介のための地域学習
- ・ 郷土愛の醸成
- ・ 探究学習の具体化
- ・ 学習意欲の向上

④ 人脈の形成

- ・ マダガスカル側教員との直接つながる
- ・ 同行通訳者（後のメンター候補）との関係形成
- ・ 同様の課題を有する他自治体との人脈形成

## 留学生受入れに向けた準備が始動

— 教育的効果も顕在化 —

### ① 留学制度の再設計

- ・ 短期留学＋特別カリキュラムを設計中

### ③ 受入体制の整備開始

- ・ 住居の確保
- ・ 経費の試算  
(留学生本人の負担経費を算出)
- ・ メンターの実装に向けたコーディネーターの活用の検討

### ② 留学生募集（誘致）の本格化

- ・ 留学生募集ルート形成  
→マダガスカルの大学先生を通し、現在、留学生を選考中
  - ・ 同行通訳者をメンター候補とし招請に向け調整がはじまる
- ### ④ 遊佐高校生徒の行動変容
- ・ 外洋船の港での自主的な地域紹介
  - ・ 国際交流への関心度の増加

留学生受入れを“教育モデル”として継続させるには、制度・体制・財源・役割分担の再設計が必要

### ① 日本語能力の要件設計

- ・ 現行の高校授業に参加するには語学レベルが不足
- ・ かといって入学条件として日本語力を課すと希望者が限定される
- 短期留学＋特別カリキュラム等の暫定措置が必要（できることから取り組む）
- ・ 海外→公立高校入学の際のハードル（受検制度）

### ② 留学生の生活・社会適応の設計

- ・ 文化・生活習慣の違いから孤立リスクが示唆
- メンター制度（地域おこし協力隊活用）で補完する構想が浮上

### ③ 受入れ体制（制度・運用）の設計課題

- ・ 住居・経費・指導体制の確認が必要
- 行政／学校／民間による役割分担の整理が未確定

### ④ 留学生確保のスケール問題

- ・ マダガスカル単独では母数が小さく将来展開が限定的
- グローバルに募集するスキームへの転換が必要

### ⑤ 将来像の設計課題

- ・ 短期／長期／編入／卒業 など制度形態の選択が必要
- ・ 高校の魅力化・関係人口拡大との接続をどう設計するかが焦点

レガシー創出にむけ、「できること」からスタート

マダガスカル人メンターを招請

「地域おこし協力隊」の制度を活用

- R7年度中：活用に向けた申請・調整
- R8年度中の活用を想定



マダガスカル人短期留学生募集中

R8年度中に招請予定

- 町内の合意形成（済）
- 住居の確保（済）
- 短期留学カリキュラム（設計中）
- 留学経費の提示（済）



## 第3部

# 支援策・制度の紹介

- 自治体などが活用可能な国際交流関連の支援策・制度の例 【内閣官房】

※ R8年1月時点公開情報に基づく。対象経費・支援要件等の詳細については各実施要綱等を参照すること。

# 第3部

## 自治体などが活用可能な 国際交流関連の支援策・制度の例

活用目的	施策名/事業名	支援対象	主な支援内容	実施機関	参考URL等
地域人材（自治体職員等）の育成・確保	JETプログラム	地方公共団体	<p>○ 総務省による地方財政措置：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体におけるJET参加者（※）の任用に要する経費を普通交付税措置</li> <li>・ 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置（都道府県の場合）</li> <li>・ JETプログラムコーディネーターに係る経費の1/2を特別交付税措置（市町村の場合）</li> </ul> <p>※JET参加者が従事する職種</p> <p>ALT（外国語指導助手）：教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事</p> <p>CIR（国際交流員）：地方公共団体の国際交流部局等で国際交流活動に従事</p> <p>SEA（スポーツ国際交流員）：スポーツを通じた国際交流活動に従事</p>	総務省、自治体国際化協会（CLAIR）等	<a href="https://www.soumu.go.jp/kokusai/kouryujet.html">https://www.soumu.go.jp/kokusai/kouryujet.html</a>
	地域おこし協力隊	地方公共団体	<p>○ 地方公共団体が委嘱した地域おこし協力隊員（都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動）が、一定期間（概ね1～3年）、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組に係る経費（下記）について特別交付税措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費（350万円/団体を上限）</li> <li>・ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費（100万円/団体を上限）</li> <li>・ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費（団体のプログラム作成等に要する経費について100万円/団体を上限等）</li> <li>・ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費（550万円/人を上限）</li> <li>・ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費（200万円/団体を上限）</li> <li>・ 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費（任期2年目から任期終了後3年の起業する者1人あたり100万円上限 ※新たな雇用の創出等の要件を満たす場合1人あたり200万円上限に引き上げ）</li> <li>・ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費（措置率0.5）</li> <li>・ JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円/団体を上限）</li> <li>・ 外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円/団体を上限）</li> </ul> <p>※令和7年度からJETプログラム修了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和。</p>	総務省	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html</a>

# 第3部

## 自治体などが活用可能な 国際交流関連の支援策・制度の例

活用目的	施策名/事業名	支援対象	主な支援内容	実施機関	参考URL等
地域人材（自治体職員等）の育成・確保	多文化共生アドバイザー制度	地方公共団体（特別交付税措置対象は市町村のみ）	<p>○ 多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを有する地方自治体の「多文化共生アドバイザー」を通して、多文化共生に取り組もうとする地方自治体が、助言やノウハウの提供等を受けることができる。</p> <p>○ 市町村については、多文化共生アドバイザーの活用に必要な経費（下記）が特別交付税措置対象</p> <p>①多文化共生アドバイザーの受入れに係る旅費・謝金、②講演会や研修の開催等に係る車両・会場借上費、印刷製本費、消耗品費、③多文化共生アドバイザーへの訪問に係る旅費、④その他、多文化共生アドバイザーの活用に必要な経費</p>	総務省	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000743517.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000743517.pdf</a> <a href="https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02gyosei05_0400075.html">https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02gyosei05_0400075.html</a>
	地域力創造アドバイザー制度	三大都市圏外の市町村及び三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村	<p>○ 地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を年度内に延べ10日以上招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置として支援。</p> <p>・1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、特別交付税を措置（アドバイザー1人につき最大3年間招へい可能）</p> <p>-民間専門家活用（610万円/年） ※謝金単価の上限を新たに設定し、国の諸謝金等使用基準（9,300円/時）とする</p> <p>-先進自治体職員（組織）活用（240万円/年）</p>	総務省	<a href="https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/">https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/</a>
	地域活性化起業人	三大都市圏外の市町村及び三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村	<p>○ 地方公共団体が、都市部に所在する企業の社員等を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事（任期：6か月～3年）することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。</p> <p>※ 地方公共団体と企業の協定締結に基づく企業から社員を派遣する方式（①企業派遣型）と、地方公共団体と社員個人の協定に基づく副業の方式（②副業型・シニア型）により活用。</p> <p>・受入れ期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）</p> <p>・受入れ期間中に要する経費（①上限610万円/人、②報酬費等 上限100万円/人+旅費 上限100万円/人）</p> <p>・発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）</p>	総務省	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jic_hi_gyousei/c-gyousei/bunken_kakaku/02gyosei08_03100070.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jic_hi_gyousei/c-gyousei/bunken_kakaku/02gyosei08_03100070.html</a>
	地方公務員海外派遣プログラム（海外武者修行プログラム）	地方公共団体の職員	<p>○ 各地方公共団体が、総務省やCLAIRの支援を受け、地域の国際的な人材を育成することを目的として実施（海外研修の具体的な内容は、各地方公共団体が創意工夫しながら決定）。</p> <p>・派遣期間：約3か月（国内での研修を含む）</p> <p>・派遣対象国：限定はないが、CLAIRの支援が受けられるのは米国、英国、仏国、韓国、豪州</p> <p>※ 令和8年度に実施される派遣事業については、令和7年11月末で募集締め切り。</p>	総務省	<a href="https://www.soumu.go.jp/kokusai/kouryu.html">https://www.soumu.go.jp/kokusai/kouryu.html</a>

# 第3部

# 自治体などが活用可能な 国際交流関連の支援策・制度の例

活用目的	施策名/事業名	支援対象	主な支援内容	実施機関	参考URL等
国際交流（姉妹都市提携、文化芸術交流、青少年交流等）	国際交流支援事業	地方公共団体、地域国際化協会	<p>○ 地方公共団体等が、新規（※1）に実施する国際交流事業のうち、交流の拡大や発展が見込まれ、地域住民等の幅広い参画が見込まれる事業に要する経費について、助成対象となる経費の1/2以内の額を助成（①海外事業：上限500万円/事業 ②国内事業：上限300万円/事業）。（対象事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 姉妹提携又は友好提携に関する記念事業</li> <li>・ 文化、芸術又は研究に関する交流事業</li> <li>・ 青少年交流に関する事業</li> <li>・ 国際会議に関する事業</li> <li>・ その他地域の特色を活かした交流事業</li> </ul> <p>※1 継続的に行われている事業であっても他の地方公共団体及び地域国際化協会のモデルとなり得る先駆的な事業であれば対象となる。</p> <p>※2 令和8年度中に実施される事業については、令和7年10月末で募集締切り。</p>	自治体国際化協会（CLAIR）	<a href="https://www.clair.or.jp/j/exchange/shien/page-5.html">https://www.clair.or.jp/j/exchange/shien/page-5.html</a>
	文化芸術交流プログラム	個人または民間団体	<p>（海外派遣助成）</p> <p>○ 海外機関（劇場や芸術フェスティバル等）から招へいを受けている日本国内の団体又は個人が、日本の芸術や文化の海外への紹介や文化芸術分野における国際的な貢献を目的として、海外において公演等の文化芸術事業を実施するため、海外に渡航するアーティスト等の渡航費を支援。</p> <p>※令和8年度中に実施される事業については、令和7年12月初旬で募集締め切り。</p>	国際交流基金（JF）	<a href="https://www.jpff.go.jp/j/program/culture.html">https://www.jpff.go.jp/j/program/culture.html</a>
	学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業	小中学校等または民間団体(委託) ※補助金事業ではありません	<p>（芸術家の派遣）</p> <p>○ 学校が授業の一環として個人又は少人数の芸術家を招へいし、児童や生徒向けに文化芸術に関する講話、実技披露、実技指導を実施するため、芸術家の招へいに伴う旅費や公演に係る謝金等を支援。</p> <p>（コミュニケーション能力向上）</p> <p>○ 学校が授業の一環として個人又は少人数の芸術家を招へいし、児童や生徒向けに、芸術家の表現手法を取り入れた計画的・継続的なワークショップを実施するため、芸術家の招へいに伴う旅費や公演に係る謝金等を支援。</p> <p>※1 「コミュニケーション能力向上」については、計画的・継続的なワークショップを実施するという観点から、同一の児童・生徒に対して3回以上のワークショップを実施することには留意する必要があります。</p> <p>※2 本事業を申請する場合には、学校申請方式とNPO法人等提案方式の2種類がある。</p> <p>【学校申請方式】 学校が個人又は少人数の芸術家と企画を立て、応募するもの。</p> <p>【NPO法人等提案方式】 NPO法人等提案方式ではNPO法人等団体がコーディネート業務を実施するための賃金や旅費を支援。自治体との連携が必須条件。</p> <p>※3 令和8年度実施分の募集はすでに終了。</p> <p>【学校申請方式】 令和7年9月1日～10月31日</p> <p>【NPO法人等提案方式】 令和7年12月22日～令和8年1月23日</p>	文化庁	<a href="https://www.kodomojutsu.go.jp/firsttime/index.html">https://www.kodomojutsu.go.jp/firsttime/index.html</a>

# 第3部

## 自治体などが活用可能な 国際交流関連の支援策・制度の例

活用目的	施策名/事業名	支援対象	主な支援内容	実施機関	参考URL等
観光誘致・海外販路 開拓	経済活動助成事業	地方公共団体	<p>○ 地方公共団体が実施する、海外販路開拓事業、海外観光客誘致（インバウンド）事業等のうち、将来的に経済効果が見込まれ、他の地方公共団体の取組の参考となることが見込まれる事業に要する経費について、助成対象となる経費の1/2以内の額を助成。</p> <p>※1 海外で行う事業は1事業あたり500万円、日本国内で行う事業は1事業あたり300万円が上限。</p> <p>※2 令和8年度中に実施される事業については、令和7年10月末で募集締切り。</p>	自治体国際化協会（CLAIR）	<a href="https://economy.clair.or.jp/activity/grant/">https://economy.clair.or.jp/activity/grant/</a>
	プロモーション・アドバイザー事業	都道府県、市区町村	<p>海外プロモーションについて専門知識を有する、クレアの「プロモーションアドバイザー」を希望する自治体に派遣し、海外プロモーション（海外販路開拓、インバウンド観光対策及び地域の伝統文化の発信）に関する専門的な見地からの指導及び助言を行う。</p> <p>アドバイザー派遣の費用負担について、業務料、交通費及び宿泊費を当協会が負担。その他の費用については自治体の負担（会場費等）。</p>	自治体国際化協会（CLAIR）	<a href="https://economy.clair.or.jp/activity/dispatch/">https://economy.clair.or.jp/activity/dispatch/</a>
	MICE誘致・開催促進事業	地方公共団体等	<p>○国内地域のMICE開催地としてのポテンシャルの強化を図るため、地域の強みや中長期戦略を踏まえつつ、我が国の発信力となる質の高い開催モデルを創出する実証事業を実施。</p> <p>（対象事業）</p> <p>①MICE地域における魅力向上及び機運醸成 例）エクスカーション、レセプション、ユニークベニューの活用を通じた地域の文化紹介・体験や住民との交流 等 1事業につき上限1,000万円※自己負担割合2割以上</p> <p>②MICE開催地周辺における魅力向上及び機運醸成 例）プレポストツアー実施時の地域の文化紹介・体験や住民との交流 等 1事業につき上限2,000万円※自己負担割合なし</p>	観光庁	<a href="https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo09_00042.html">https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo09_00042.html</a>

# 第3部

# 自治体などが活用可能な 国際交流関連の支援策・制度の例

活用目的	施策名/事業名	支援対象	主な支援内容	実施機関	参考URL等
地方創生一般	地域未来交付金	地方公共団体	<p>(地域未来推進型)</p> <p>地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の地域独自の取組を支援する。</p> <p>※1 助成額・支援期間は事業メニューにより異なる。</p> <p>※2 令和8年1月募集については令和8年2月上旬で募集締め切り。</p>	内閣府地方創生推進事務局	<a href="https://www.chisou.go.jp/sousei/policy_index.html">https://www.chisou.go.jp/sousei/policy_index.html</a>
	企業版ふるさと納税	地域再生計画の認定を受けた地方公共団体に対して寄附を行う企業	<p>○ 地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除する。</p> <p>※寄附額の最大約9割（損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）+最大6割の税額控除）に相当する税の軽減効果を受けることができる。</p> <p>○ 企業が人件費を含む事業費について寄附を行い、寄附と同一年度に寄附活用事業に従事する地方公共団体職員等として人材を派遣する「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」も活用が可能。</p>	内閣府地方創生推進事務局	<a href="https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html">https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html</a>
国際協力	自治体国際協力促進事業（モデル事業）	地方公共団体、地域国際化協会、NPO法人等（地方公共団体又は地域国際化協会と連携して実施する場合に限る）	<p>○ 地方公共団体等が実施する国際協力事業のうち、事業趣旨・内容等が他の自治体のモデルケースとなりえる先駆的事业に要する経費で助成対象となる経費について、1事業あたり300万円または500万円（複数自治体等による申請の場合）を上限として助成。</p> <p>※ 令和8年度中に実施される事業については、令和7年10月末で募集締め切り。</p>	自治体国際化協会（CLAIR）	<a href="https://www.clair.or.jp/j/cooperation/model/index.html">https://www.clair.or.jp/j/cooperation/model/index.html</a>
	草の根技術協力事業	地方公共団体、地方公共団体と連携して事業を実施する地方公共団体が指定した団体	<p>(地域活性型)</p> <p>○ 地方公共団体及び関連団体の知見・経験・技術等を活用した海外展開を促し、開発途上国の開発課題の解決とともに日本の地域や経済の活性化にも寄与する取組（開発途上国における活動が主であり、当該部分が限定的な場合や、日本国内への貢献が主となる事業は対象外）について、JICAと業務提携して事業を実施。</p> <p>※1 本事業実施に際しては、開発途上国の開発課題の解決に資する活動であることが必須であり、単に開発途上国との交流を目的としたものは対象とならないことに留意する必要がある。</p> <p>※2 実施期間は3年以内、金額の上限は6,000万円</p> <p>※3 JICA と団体との協力関係のもとに実施する共同事業であり、JICAが委託した業務の完了を確認したうえで、業務の報酬として契約金額が支払われる（助成金や補助金とは性格が大きく異なる）。</p> <p>※4 応募する際には、JICAへの事前相談を必須とし、事業実施の前年度に応募する必要がある。</p>	国際協力機構（JICA）	<a href="https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/kusanone/index.html">https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/kusanone/index.html</a>

## 「人材」と「財源」の課題を解決: JICA海外協力隊×地域おこし協力隊

国際交流の成否を分けるのは、「推進役となる人材の確保」と「取り組みの継続性」です。特に自治体の国際交流の現場では、自治体職員の多忙な業務に左右されることなく、安定的に交流を進められる仕組みが求められています。その解決策となる可能性があるのが、**JICA海外協力隊の任期を終えた経験豊かな人材を、地域おこし協力隊として委嘱し、専属の国際交流コーディネーターとして配置**する手法です。この仕組みにより、国際交流の持続可能性を担保しながら、「人材」と「財源」の双方の課題を同時に解決することが期待されます。

### 人材確保 「JICA海外協力隊経験者」採用の仕組み

- JICAが運営する「PARTNER」を通じて、JICA海外協力隊経験者に向けた求人情報の発信や登録人材の閲覧などを行うことができます。他ではなかなか見つからない、途上国での活動経験者や言語習得者に個別にスカウトメールを発信するなど、直接アプローチできる可能性もあります。
- また「PARTNER」には、求人情報だけでなく、地域で開催するイベント情報(※)も掲載することができます。

(※)国際協力または国際協力と関連する地域活性化、復興支援に関するもの

#### JICA PARTNERとは

JICAが運営する、国際志向を持った人材と企業・団体をつなぐ国際キャリアの情報プラットフォーム。10万人近い人材と地方自治体を含む約3,000の企業・団体が登録。

[団体の方向けリーフレット \(PDF\)](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/leaflet_CMYK_org.pdf)  
[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/leaflet\\_CMYK\\_org.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/leaflet_CMYK_org.pdf)



### 財源確保 総務省による財政措置の活用

地域おこし協力隊に取り組む自治体に対する特別交付税措置  
(地域おこし協力隊推進要綱(令和7年3月21日一部改正後))

経費	内容例	総務省の措置上限
報償費等	✓ 隊員の給与に相当するもの	350万円/人
活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 隊員の住居や活動用車両の借上費</li> <li>✓ 隊員の活動旅費等移動に要する経費</li> <li>✓ 隊員の作業道具購入費、消耗品費に要する経費</li> <li>✓ 住民や関係者との意見交換会・活動報告会等に要する経費 等</li> </ul>	200万円/人

※このほか、隊員の募集に要する経費等の財政措置を講じることとしている。

- 直近5年間に任期終了した地域おこし協力隊は、8,034人。そのうち**任期終了後、およそ68.9%(5,539人)の隊員が同じ地域に定住しています**(令和6年度総務省調査結果)。
- 地域おこし協力隊は、自治体が自主的・主体的に取り組むものです。総務省はその取組実績を事後的に調査の上、財政上の措置を講じることとしており、国に対する事前の申請等の特段の行為を要しません。